

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月三十日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

#### 佐賀県公安委員会規則第六号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号イ中「次の各号の」を「次の」に改め、同号イ(1)中「乗車させるとき」の下に「(2)に該当するときを除く。」を加え、同号イ(2)中「背負つているとき」の下に「(1)に該当するときを除く。」を加え、同号イ(4)を同号イ(6)とし、同号イ(3)を同号イ(5)とし、同号イ(2)の次に次のように加える。

- (3) 十六歳以上の運転者が幼児二人を幼児二人同乗用自転車（運転者席及び二の幼児用座席を設けるために必要な構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させるとき。
- (4) 十六歳以上の運転者が幼児一人をひも等で確実に背負い、かつ、幼児一人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させるとき。

第九条第二号イ中「自転車」を「自転車をいう。」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。